文化芸術活動の継続支援事業
補助金の概要と申請の準備
【確認番号を取得してA-①に申請する】

令和２年9月

日本美術家連盟 事務局

目次

1. 補助金の目的･内容
2. 誰が対象となるのか
3. どんな活動が補助されるのか
4. いくら交付されるのか
5. いつ交付されるのか
6. 申請の準備1　提出書類
7. 申請の準備2　活動内容を整理する
8. 確認番号
9. 最後に

補助金の目的と内容

「文化芸術活動の継続支援事業」は、新型コロナウィルス感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等に対し、感染対策を行いつつつ、直面する課題を克服し、活動の再開・継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術の振興を図ることを目的としています。」

- 国が新型コロナの影響を受けた美術家に対して交付する、活動の再開、継続に向けた取組への補助金。
- 使途を限定しない給付金ではない。
- 財源は税金なので、説明責任が生じる。交付を受けた者の氏名は公表。使ったあとは報告が必要。
- 今回の補助金の個人向けのものは、一般的な取り組み対象とした上限20万円のものと、より進んだ取組に対する上限150万円のものがある。
- 補助金の申請は日本芸術文化振興会(芸文振)が用意したインターネット上の申請フォームから行います。
https://keizokushien.ntj.jac.go.jp/

誰が対象となるのか

国内で活動する美術家で、令和2年2月26日の総理の要請以降の活動自粛により自身の美術活動にマイナスの影響を受け、活動の再開・継続にあたり何らかの困難に直面している方

国内	➢ 日本に住民票のある美術家。国籍は問わない。
美術家	➢ 美術家活動からの収入のあること(常時雇用によるものを除く) ➢ 過去3年の間に、少なくとも2度不特定多数を対象とした美術活動をしていること
自粛の影響	➢ 2月26日以降に参加(主催)を予定していた展覧会等イベントに具体的な被害の実態があること

どんな取組(事業)が補助の対象となるのか

新型コロナの影響を受けた美術家が、感染対策を行いつつ、再起に向けて実施する取組(事業)。 **中止になった展覧会のキャンセル料等の損害は対象とはならない。**

国内外の顧客、参加者の回復・開拓	活動の継続・再開のための 公演・制作方法等の検討・準備・実施
美術家、美術の活動の周知、プロモーションにつながる取組	美術家としての活動の再開、継続に向けた準備の取組

美術分野の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組
上段2つの事業と併せて実施する新型コロナ対策のための取組

取組(事業)の実施期間

令和2年2月26日から同10月31日までの間に実施される取組に発生した経費が補助の対象となります。

- 上記の取組に使うものであれば、2月26日より前に購入契約が結ばれていても、2月26日以降に支払いが行われれば対象となります。
- 2月26日から10月31日までの間に購入契約が結ばれていれば、10月31日までに支払いが終わっていなくても対象となります。
- 例えば、令和3年1月に開催される展覧会でも、その準備のため実施する取組が上記期間内であれば、その準備のための取組は、補助の対象となるようです。

補助金はいくら交付されるのか

補助金は、下記の3つの区分の活動に交付される。

A 「国内外の観客、参加者等の回復・開拓」取組の経費
B 「活動の継続・再開のための公演・制作方法等の検討・準備・実施」取組の経費
C 上記と併せて行う、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組の経費

このうちBにふくまれる、ICTを活用した取組(インターネットを使った取組)の経費の割合によって、補助金の金額がちがってきます。

Bに含まれるICTを活用した取組の経費 < (A + B) × 1/6
〈補助金〉=(A + B) x 2/3 + C ≦ ¥200,000-

※但し、C ≦ (A + B) x 2/3

(例) A = 100000 B = 140000(うち、ICTを活用したもの30000) C = 20000
(補助金) = (100000 + 140000) x 2/3 + 20000 = 180000

Bに含まれるICTを活用した取組の経費 ≧ (A + B) × 1/6
〈補助金〉=(A + B) x 3/4 + C ≦ ¥200,000-

※但し、C ≦ (A + B) x 3/4

補助金はいつ交付されるのか

- 交付決定を受けた人は、補助事業が完了した日から30日以内(交付決定前に事業が完了している場合は、交付決定後30日以内)に、実績報告書を提出します。
  この実績報告の審査を経て、補助金の額が最終的に確定し、申請した銀行口座に振り込まれます。

- 希望者に対しては、補助金の一部が交付決定後一週間程度で交付されます(概算払い)。補助金交付決定額の50%が上限です(個人のA-②コースの場合は、20万円が交付上限)。
  補助金の一部先払いを希望する場合は、その旨申請フォームで入力します。

申請の準備0

日本芸術文化振興会(芸文振)のサイトに掲載された

「募集案内」と**「申請方法について」**

を読んでください。

https://keizokushien.ntj.jac.go.jp/procedure/index.html#anchYoko

申請の準備1　提出書類の用意

下記の書類を提出する必要がありますから、準備してください。

1.本人確認書類　下記の内、どれか一つの画像データ(2MB以下 でJPEG・JPG・PDF)

- **住民票(個人番号が記載されていない 三ヶ月以内に取得したもの)**
- **運転免許証(両面の画像)**
- 個人番号カードの写真付表面、写真付き潤民基本台帳カードも可

注意　**申請する場合に登録する氏名や住所等の個人情報は、上記本人確認書類記載のものを使うこと**。 作家名は「芸名・雅号」欄に記入します。

2.補助の対象となる条件を証明する資料

- **あらたな資料を用意するのではなく、芸文振事務局が用意した書式(エクセル)に記入して提出します。**
- 芸文振の申請サイトに書式と記入例が用意されていますが、もう少し選択肢を増やした見本を連盟サイトにアップしているので御覧ください。

※教室経営の経費を補助対象とする場合は、「経費明細計算書」の提出が別途必要になります。所定の書式が芸文振の申請サイトにアップされています。

申請の準備2　申請事業の内容と経費に関する原稿をつくる

補助の対象となる事業の輪郭を次の流れで考え、これを原稿にまとめておきます。

実際の申請では、次の項目の入力がもとめられます。

1. 事業の名称
2. 活動の目的と活動内容(全体概要)
3. 事業実施期間
4. 具体的な活動と必要となる経費

活動区分ごとに内容と経費説明を考える

事業全体の目的と内容をまとめる

実施期間と事業の名称を決める

左の検討の内容を原稿にする

申請の準備2　活動区分ごとに内容と経費の説明を考える(1)

設定された区分毎にと取組の内容を決め、経費の説明を考える（例から選べない場合は、その他として記述する）

活動区分：　国内外の観客、参加者等の回復・開拓

内容の例

- 活動実績をまとめた冊子の作成、配布
- CMやPR動画等の制作、配信
- 展示、公演のチラシの作成、配布
- 展示のギャラリートークや講演会の開催
- 美術家の制作活動を紹介するWebサイトの制作、更新
- 制作した作品をまとめた図録の作成、配布
- その他

経費の説明の例

- 国内外の顧客に活動を紹介するため過去の作品や活動実績をまとめた図録を作成し、頒布する。デザイン、印刷を編集プロダクションに外注する(〇〇円)、関係者にメール便で送付(〇〇円)。
- 自身の作家活動のPRのためトークイベントを開催し、作品を解説する。会場の施設利用料(〇〇円)、評論家を招き(謝金〇〇円)、会場への交通として新幹線(東京－京都、〇〇円)を利用。
- 美術家の活動を発信するため、発表歴や作品を掲載したWebサイトを作る。制作を外部の制作会社に委託する(〇〇円)。作品を撮影するためカメラを購入する(〇〇円)

申請の準備2　活動区分ごとに内容と経費の説明を考える(2)

下記の区分ではICT活用あり・なしに分けて考える（例から選べない場合は、その他としてを記述する）

活動区分：　活動の再開・継続のための公演・制作方法等の検討・準備・実施

内容の例

- 技芸向上を目的としたリサーチ、資格取得、講習会への参加
- 美術関係者向けワークショップ開催
- アートプロジェクトや作品制作のための調査、研究、取材
- 予定される発表や制作依頼開拓のための作品の制作、準備
- コロナ対策をしたうえでの試験的な展覧会の開催

ICT活用あり

- 動画配信サイトを通じた無観客展覧会
- Zoomによる合同研究会の開催　　その他

経費の説明の例

- コロナ終息後のプロジェクトの準備のため、〇〇地区のリサーチを行い資料を集める。公共交通機関のない場所なのでレンタカーを利用し(〇〇円)、地元の研究者にインタビューを行う(謝金〇〇円)。資料として専門書を購入する(〇〇円)
- 11月に予定する展覧会の出品作品を制作する。材料として木材を購入する(〇〇円)。必要となる器具として電動ドリルと刃を購入する(〇〇円)。技術講習会に参加する(〇〇円)
- 【ICT活用あり】作家活動の継続のために動画配信サイトを通じた展覧会動画を発信する。動画撮影のため会場をレンタルする(〇〇円)。会場設営のためアルバイトを雇う(〇〇円)。照明器具をレンタルする(〇〇円)。撮影用のビデオカメラ(〇〇円)と編集用のパソコンを購入する(〇〇円)

申請の準備2　活動区分ごとに内容と経費の説明を考える(3)

設定された区分毎にと取組の内容を決め、経費の説明を考える（例から選べない場合は、その他としてを記述する）

活動区分：　前記区分の取組と併せて行う、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組

内容の例	経費の説明の例
➢ 感染症対応のための研修会 ➢ 感染症対応の試験的な展覧会 ➢ アートプロジェクト、展覧会開催に関わるマニュアルの作成 ➢ 消毒その他感染症対策のための取組 ➢ その他	➢ 作家活動の再開に向けて試験的な展覧会を開催するにあたり、来場者が安心して観覧できるよう李マニュアルを作成する(〇〇円)。また、 ➢ アートプロジェクトの感染防止のため、スタッフが装着するフェイスガードを購入する(〇〇円)。また、来場者用に非接触体温計(〇〇円)と消毒液(〇〇円)を購入する。

申請の準備2　事業の目的と全体の説明(全体概要)を考える

先に検討した各区分毎の取組の内容を踏まえ、事業全体の目的と内容を説明します。

目的と全体概要

個々の取組の内容を踏まえ、今回の事業の目的と全体概要の記述を考える。
記述にあたっては、補助金の「趣旨・目的」を踏まえ、「感染対策」「直面する課題を克服」「活動の再開・継続」といった言葉を織り込むとよいかもしれない。
【記述例】

- 4月に予定していた個展が自粛により中止となった。作家活動の継続のため、新型コロナウィルスの感染予防対策をしつつ、試験的な展覧会を開催し、作品を出品する。また、展覧会の模様を動画撮影し、新型コロナの影響から来場することが困難な方や、遠隔地の方に向けて、動画配信サイトを通じ発信、自身の表現活動をPRする。
- 新型コロナウィルスの終息後の活動の再開に向けて、アートプロジェクト実施のための調査、資料収集を行い、その研究成果を記録集にまとめて、刊行する。併せて、ウェブサイトを構築し、調査、取材の過程やこれまでの作品を公表する。これにより、多くのひとに自分の活動を伝える。

申請の準備2　実施期間と事業の名称を決める

それぞれの取組と活動の全体概要を踏まえて、スケジュールと事業の名称を決めます。

事業実施期間

実施する取組の内容を踏まえ、令和2年2月26日から同10月31日までの間で、事業実施期間を決めます

事業の名称

全体概要を踏まえ、どのような事業かわかるよう簡潔に記述します。

【記述例】

- コロナ後に向けた技能向上と制作環境の整備
- 試行的に行う展覧会等、今後の活動継続に向けた取組
- 動画、画像によるインターネットを通じた作家活動と作品の公開PRや配信の取組

**ここまでの検討の結果を原稿にしてください。
テキストファイルにしておくと申請のとき、コピペでスムーズに作業できます。**

確認番号

日本美術家連盟は、補助金の申請にあたり使用できる事前確認番号を発行しています。

- この度の補助金は芸術家全般を対象としており、日本芸術文化振興会(芸文振)が、申請の窓口となっています。芸文振からの申請が原則であり、芸術家は確認番号がなくても、芸文振の窓口から補助金の申請することができます。
- 日本美術家連盟が受託している事前確認番号の発行は、フリーランスの美術家(工芸家含む)、写真家であることを認定することで、芸文振の審査過程を一部肩代わりするものです。
- 確認番号の発行を受けた美術家(写真家)は、芸文振での本申請の際にこの番号を入力することで、必要書類の一部(事業収入証明書)の提出を免除されます。
- 確認番号の発行依頼については、日本美術家連盟のウェブサイトで詳細をご確認ください。
  http://www.jaa-iaa.or.jp/

最後に

- 審査の過程では、書類の不備や記載の誤り等について修正の連絡があるかもしれません。審査サイドはあなたの申請が採択の要件に適うよう修正を求めているケースがほとんどと考えられます。審査期間も今後短縮されていくと予想されますので、前向きに対応してください。

- 補助金は使ったあと報告を求められます。記録が大切になると考えられます。下記のようなものを記録として残しておくことをおすすめします。

  - 領収書、契約書、出勤簿(賃金の場合)、スケジュール表　他の証票
  - ワークショップや展覧会等の場合は、現場の様子がわかる写真
  - 図録やチラシ、映像等制作物については見本　他

新型コロナウイルスの影響は長引きそうです。
創作活動を継続するために今回の補助金を活用してください。
多くの方が応募されることを願っています。